

～住宅庭木の伐採が困難な高齢者等の住環境の向上を応援します～

住宅庭木伐採等費用の一部助成のお知らせ



1 対象物件

- 湯河原町内で自ら居住する既存住宅（共同住宅を除く）に付随する庭木であること

2 対象作業（すべてを満たすこと）

- 対象物件の伐採、撤去及び処分の作業費が3万円（消費税含む）以上で、町内業者による作業であること
- 2026年3月31日までに申請書類を提出できること。
- 他の助成制度等を受けていないこと

3 助成額（対象物件につき1年度に1回）

- 申請者の住民登録が町内に有る方
対象作業費（消費税含む）の20%を助成（百円未満切捨て）※助成額上限2万円
- 申請者の住民登録が町内に無い方
対象作業費（消費税含む）の10%を助成（百円未満切捨て）※助成額上限1万円

4 申請できる方（すべてを満たすこと）

- 対象作業を行う住宅の居住者
- 申請者及び同一世帯員が町税等を滞納していないこと
- 同一の対象物件に関し、この補助金の交付を受けたことがない者
- 暴力団員ではない者

5 請負業者（すべて満たすこと）

- 町内の業者であること
- 町税等を滞納していないこと
- 第三者に対し、対象作業の全部を委託し、又は請け負わせないこと
- 暴力団又は暴力団に関係していないこと

6 手続き方法（着手前の申請は必要ありません） 【作業完了後に申請をしてください。】

※申請者 ———— 役場 ————

① 【補助金交付申請書類の提出】

- 補助金交付申請書
- 業者からの領収書（写）
- 庭木の伐採前の現場写真
- 庭木の伐採後の現場写真
- 補助金請求書
- 課税台帳等閲覧承諾書兼暴力団又は暴力団に関係していない旨の誓約書（業者用）

申請者提出

② 提出書類の審査

③ 補助金交付額確定通知書送付

④ 補助金の振込

Q & A

【対象にならない場合はどういうものですか？】

- 当該年度中において費用の助成を受けたことがあること。なお、年度が異なる場合は対象となります。（参考 2024年2月に助成を受けた場合、2024年4月には再度対象となります。）

【住宅リフォーム助成、組積造撤去等助成、住宅庭木伐採等助成は個別に申請できますか？】

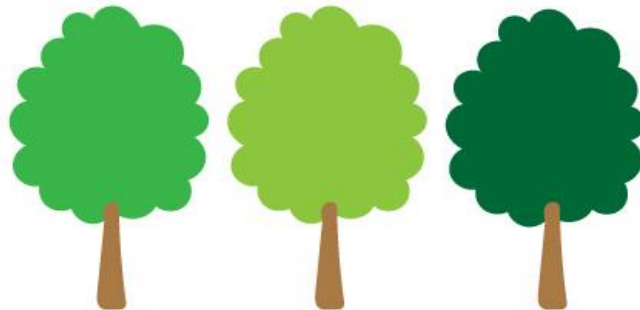
- 個別に申請が可能です。

【住宅が親の名義だが、今住んでいる自分が申請できますか？】

- 申請可能です。ただし、所有者の承諾が必要となります。

【町指定の業者はありますか？また、紹介してもらえますか？】

- 町では、業者の指定や紹介を行っていません。お近くの業者をはじめ、電話帳、インターネット、町内の業者の組合等にご相談ください。



【申請受付窓口】 湯河原町役場地域政策課 63-2111（内線233）